

第6章 噴火対応IV期

第1節 避難の解除

1 避難区域のカテゴリー区分

【関係機関】 北海道、伊達市、洞爺湖町、壮瞥町、豊浦町

北海道及び関係市町は、一時帰宅や立ち入りのために、噴火活動に応じ、危険性を考慮した避難区域のカテゴリー区分をする。

<カテゴリー例>

カテゴリー	内 容	方 針
カテゴリーⅠ	噴石と火砕流、火砕サージの危険度が高いと判断される地域	全面的に立ち入り禁止
カテゴリーⅡ	カテゴリーⅠに次ぐ危険を有するが、厳重な安全措置をとることにより一時帰宅が可能であると判断される地域	一時帰宅・一時立ち入りの実施
カテゴリーⅢ	上記以外の地域	

2 避難区域への一時立ち入り

【関係機関】 伊達市、洞爺湖町、壮瞥町、豊浦町、消防機関、自衛隊

2.1 一時立ち入りの決定

関係市町長は、養殖物・農作物・畜産物の保護等、生業維持に必要と認めたものについて、避難区域のカテゴリー区分に応じて、避難区域の一時立ち入りの実施を決定する。

また、一時帰宅実施前のライフライン等の点検、応急復旧作業も一時立ち入りとして実施する。

実施にあたっては、消防機関、自衛隊等の関係機関の協力を要請する。

なお、立ち入りの時間については、関係市町長は専門家、北海道などの防災関係機関の指導・助言に基づき決定する。

2.2 一時立ち入りの方法

(1) 希望者の登録

関係市町は、避難所及び災害対策本部で、対象者の受け付け、登録を行う。

(2) 移動手段

関係市町の用意したバス、トラックにより、一時立ち入りの対象者を避難所から対象区域まで搬送する。応急復旧作業のための一時立ち入りは、実施機関の車両によるものとする。

2.3 警戒活動

警察及び消防機関は、一時立ち入りの際に警察官及び消防職員・消防団員を配置し、所要の警戒活動を実施する。

ヘリコプターによる噴火活動の監視について、関係機関は協議する。

2.4 情報伝達

監視ヘリコプターからの危険情報がある場合は、北海道及び関係市町から、警戒中の警察官及び消防職員・消防団員に伝達する。警察官、消防職員・消防団員は、一時立ち入り中止などの情報を広報する。

3 避難区域への一時帰宅

【関係機関】 伊達市、洞爺湖町、壮瞥町、豊浦町、消防機関、伊達警察署、その他機関

3.1 一時帰宅の決定

関係市町長は、専門家からの噴火活動の情報、北海道からの指導、助言に基づいて、一時帰宅の実施を決定する。

関係市町では以下の事項について検討する。

<一時帰宅実施の条件・検討事項>

一時帰宅実施の条件	①避難生活が長期にわたるとき ②噴火活動が安定しているとき
検討事項	①範囲 ②帰宅時間 ③対象者 ④移動手段の確保 ⑤通行する道路 ⑥広報の方法 ⑦対象者の登録 ⑧警戒活動 ⑨緊急時の情報伝達方法 ⑩ライフラインの状況

3.2 一時帰宅ランク

一時帰宅ランクは、噴火活動の状況などにより検討する。

<2000年噴火時の一時帰宅ランク例>

ランク	時間	条件
一時帰宅A	1～2時間	1世帯1人、関係市町の準備した車両による
一時帰宅B	昼間の6～7時間	人数制限なし、自家用車、バス等による

3.3 一時帰宅の対象者

一時帰宅の対象者は、次のとおりとする。

＜一時帰宅の対象者＞

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ①対象区域に居住する者 ②対象区域にある事業所の従業員 ③ライフラインなどの復旧工事関係者 ④販売店、サービス業者など住民生活に必要な生活関係者 ⑤その他関係市町が必要と認めた者 |
|---|

3.4 一時帰宅の方法

(1) 希望者の登録

関係市町は、避難所及び災害対策本部で、対象者の受け付け、登録を行う。

(2) 移動手段

一時帰宅Aの場合、関係市町の用意したバス、トラックにより、避難所から対象区域まで搬送する。

一時帰宅Bの場合、原則として帰宅者の所有する車両とし、状況に応じて関係市町がバスを運行する。

3.5 警戒活動

警察及び消防機関は、帰宅実施区域の一時帰宅ランクに応じ、警察官及び消防職員・消防団員を配置し、所要の警戒活動を実施する。

ヘリコプターによる噴火活動の監視について、関係機関は協議する。

3.6 情報伝達

監視ヘリコプターからの危険情報がある場合は、北海道及び関係市町から、警戒中の警察官及び消防職員・消防団員に伝達する。警察官、消防職員・消防団員は、帰宅者に一時帰宅中止などの情報を広報する。

4 一時帰宅・避難解除のためのライフライン等整備

【関係機関】	室蘭開発建設部、北海道、伊達市、洞爺湖町、壮瞥町、豊浦町、東日本高速道路(株)、NTT東日本室蘭営業支店、北海道電力室蘭支店、石油・ガス供給事業者
--------	---

関係市町は、一時帰宅及び避難解除実施のため、道路、上水道・下水道施設及びその他ライフライン施設(電気、通信、石油・ガス等)の点検・応急対策を関係機関に要請する。

道路管理者、上水道・下水道管理者及びその他ライフライン関係機関は、要請に基づき一時帰宅、避難解除予定区域のライフライン等の確保を行う。

5 避難解除

5.1 避難解除の決定

関係市町長は、専門家からの噴火活動の情報、北海道からの指導、助言に基づいて、避難の勧告・指示を解除する。

関係市町では以下の事項について検討する。

<避難解除の検討事項>

- | | | |
|-------|-------------|------------|
| ①範囲 | ②道路の啓開（復旧） | ③ライフラインの確保 |
| ④警戒活動 | ⑤緊急時の情報伝達方法 | ⑥再避難計画 |

5.2 帰宅方法

(1) 帰宅者の登録

関係市町は、避難所及び災害対策本部で帰宅世帯及び帰宅者を登録する。

(2) 帰宅の方法

原則として帰宅者の所有する車両とし、状況に応じて関係市町がバスを運行する。

5.3 再避難計画の策定

関係市町は、再噴火や泥流の発生に備え、情報伝達方法、避難経路、避難手段などを検討した再避難計画を策定する。

第2節 土砂災害への対策

1 土砂災害の防止

【関係機関】	北海道、室蘭開発建設部、後志森林管理署、伊達市、洞爺湖町、壮瞥町、豊浦町
--------	--------------------------------------

1.1 被害調査

関係市町、北海道（室蘭土木現業所）及び室蘭開発建設部は、道路及び河川への被害の状況を調査する。

1.2 泥流対策

北海道、室蘭土木現業所、後志森林管理署及び関係市町は、被害調査に基づき泥流の流出を防ぐために、河川の掘削、遊砂地の設置、盛土工、景観工、山腹工の設置などの泥流対策を実施する。

2 警戒避難体制の強化

【関係機関】 伊達市、洞爺湖町、壮瞥町、豊浦町、消防機関、北海道、室蘭地方気象台

関係市町及び消防機関は、大雨時に河川などの警戒監視や危険情報を収集するなど、土砂災害に対する住民への広報、避難対策を強化する。